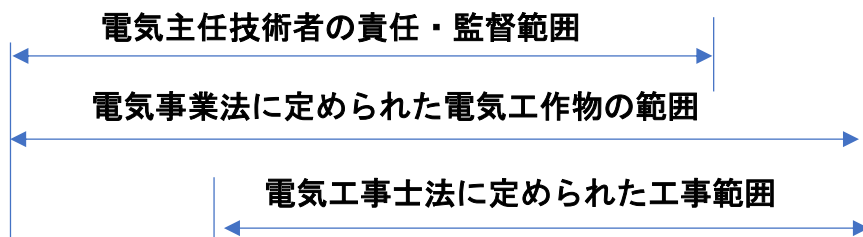


重要事項 (施工技術認定講習の受講に当たり)

電気工事士資格の工事のできる範囲等について



電気工事の種類と従事できる工事		最大電力 500kW以上 自家用電気 工作物 に係る電気 工事	最大電力500kW未満の自 家用電気工作物に係る電 気工事			一般用 電気工 作物に 係る電 気工事
			全般	簡易電 気工事	特殊電 気工事	
電気工作物の 種類	資格の名称	資格不要 (電気主任 技術者の専 任監督下で の施工)	全般	簡易電 気工事	特殊電 気工事	
	第一種電気工 事士 <small>(試験・実務経験)</small>		○	○	×	○
	自家用電気 工作物		認定電気工事 従事者 <small>(講習・有資格者)</small>	×	○ <small>(一部例外あり)</small>	×
	特種電気工事 資格者 <small>(講習・有資格者)</small>		×	×	○	×
一般用電気工 作物	第二種電気工 事士 <small>(試験)</small>		×	×	×	○

注意事項

第二種電気工事士の資格では「ケーブル施工技術認定」を取得しても電気工事士法に定められている500kW未満の電気工作物の構内では、高圧ケーブル端末の施工することはできません。

関東支部では、500kW以上の自家用電気工作物の構内での端末工事を想定して、工事をするに値する技能を認定するという立場から、第二種電気工事士の資格(5年の実務経験)でも、認定講習の受講を認めています。